
令和6年 第2回 日之影町議会定例会会議録 (第2日)

令和6年6月11日 (火曜日)

議事日程 (第2号)

令和6年6月11日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (8名)

1番 久保 優一君	2番 小谷 幸治君
3番 小川 輝久君	5番 甲斐 睦彦君
6番 一水 輝明君	7番 河野 學君
8番 甲斐 徳仁君	9番 高館 英嗣君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 甲斐 清保君 録音係 (総務課人事係長) 井植 博志君

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤 貢君	副町長	甲斐 敏弘君
教育長	橋本 範憲君	総務課長	工藤 富士君
地域振興課長	関 雅人君	会計管理者	津隈 富美君
町民福祉課長	押方 誠君	税務課長	福川 勝志君
農林振興課長	平川 誠二君	建設課長	春田 直人君
保健センター所長	甲斐 康弘君	教育次長	平川 浩二君
代表監査委員	小林 政隆君		

午前10時00分開議

○議長（高館 英嗣君） 皆さん、おはようございます。傍聴者の皆様におかれましては、大変御多用のところ、議会傍聴においでいただきまして誠にありがとうございます。

また、本日は一般の傍聴者の皆様に加えまして、日之影町内の小学校6年生が議会傍聴ということで参加しております。また、教職員の皆さんも参加しておりますので御案内いたします。

それでは、これから本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（高館 英嗣君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、河野學君、小川輝久君、久保優一君、甲斐睦彦君、以上4名から通告がありましたので、一般質問を通告順に行います。

なお、一般質問の方法については、小川輝久君と甲斐睦彦君は一括答弁方式とし、河野學君と久保優一君は質問回数を制限せず、答弁を含め60分の時間制限による一問一答方式で行います。

始めに、河野學君の質問を許します。河野學君。

〔議員登壇〕

○議員（7番 河野 學君） おはようございます。一般質問、通告に従って、質問をさせていただきます。

農業機械の課税について。

1番目、3月22日金曜日夜から、事前説明もなく、突然にコンバイン、田植機の課税について放送がありました。なぜこうなったのか、もっと思いやり、人間味があってもよかったのではないかと伺います。

2番目に、トラクター、コンバイン、田植機、それぞれ日之影町には何台あるのかを伺います。

3番目、コンバイン、田植機はナンバーをつける必要があるのか、どこにつけるのかをお伺いします。

4番目、この急峻な日之影町の米作りがどんなに大変なのか、儲かっていると思うのか、米作りの理解ができているのかを伺います。

なお、後の質問は、自席にて質問させていただきます。

〔議員降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 答弁を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 今日は町内の小学校6年生の皆さん、傍聴ありがとうございます。そし

てまた先生方、ありがとうございます。そして、一般の皆さん方も傍聴おいでいただきまして、お礼を申し上げたいというふうに思います。

河野学議員からの御質問の「農業機械の課税について」の1点目の「事前説明もなく、なぜ突然にコンバイン、田植機の課税を言い出したのか伺う」についてお答えをいたします。

まずは、議員の皆様方をはじめ、町民の皆様には、税金の申告と納付、その他、税制につきまして、日頃から御理解と御協力をいただいておりますことに、まず御礼を申し上げたいというふうに思います。

トラクターやコンバイン、乗用型田植機などは、道路運送車両法第3条に規定される小型特殊自動車に区分され、所有されている場合は、地方税法第442条により、軽自動車税の課税対象となるため、登録が必要となります。

以前、町内でトラクターの保有台数が増え始めた頃、平成18年頃というふうに記憶しておりますけれども、登録の周知をしましたところ、皆様の御理解と御協力によりまして、多くのトラクターを登録していただきました。その後、トラクターだけでなく、コンバインや乗用田植機等も普及し、町内の保有台数も増加すると同時に、未登録のものも見受けられるようになりました。

これまで、役場で税金の申告をされる方につきましては、申告の際に登録についての周知とお願いをしてきておりますが、直接、税務署で申告される方、または青色申告をされる方等につきましては、周知ができない状況でございました。

今回、突然の放送によりまして、町民の皆様には戸惑いを与えるような形となってしまいましたことにつきましては、反省しているところでございます。広報紙への掲載やパンフレットの配布など、周知の仕方にもう少し配慮すべき点もあったかと思いますが、適正な申告と税の納付を広く平等にお願いするということから、告知放送にて周知をしたところでございます。

次に、2点目の「トラクター、コンバイン、田植機は、それぞれ何台あるのか伺う」についてお答えをいたします。

トラクター、コンバイン、乗用田植機の台数につきましては、登録台数でしか把握できておりませんが、令和6年5月末現在、トラクターが488台、コンバインが30台、乗用田植機が45台となっております。

トラクターにつきましては、所有しているものの多くが登録されていると思われませんが、コンバインや乗用田植機につきましては、未登録のものもあるかと思われまので、引き続き、町民の皆様への周知を行い、登録への御理解と御協力をお願いするところでございます。

次に、3点目の「コンバイン、田植機は、ナンバーをどこにつけるのか伺う」についてお答えをいたします。

先ほども述べましたとおり、トラクターやコンバイン、乗用田植機は、道路運送車両法に規定

される小型特殊自動車に区分されております。トラクターやコンバインにつきましては、道路運送車両法の保安基準を満たしている機種は、公道を走行することができ、ナンバープレートの取り付けもできるようになっておりますが、乗用田植機につきましては、道路運送車両法による保安基準を満たしていないため、ナンバープレートを取り付けても公道を走行することはできません。

そのため、ナンバープレートの交付を受けたことで、公道を走行できると誤認されることを避けるために、最初から製造メーカーがナンバープレートの取り付け位置を設けていないようでございます。

乗用田植機を登録された方につきましては、任意の見やすい位置へ取り付けをしていただくか、どうしても取り付けができない場合には、自宅での保管等をお願いするところでございます。

次に、4点目の「日之影町の米づくりはどんなに大変なのか、儲かっていると思うのか伺う」についてお答えをいたします。

町土の約91%森林が占め、平地が極めて少ない本町において、先人たちは急峻な地形に狭小な農地を開き、数十キロメートルに及ぶ山腹用水路等を整備し、これまで水稻作付を行ってまいりました。

また、その維持管理につきましても、急峻であるがゆえに、長大のり面の草刈りや用水路の土砂上げなど、平地と比較いたしますと大変厳しい環境でございます。

国は、昭和40年代後半から、国内における主食用米の価格維持を目的として、農家に米の生産を配分する減反政策を行ってまいりました。

そのような中、本町では農業従事者の高齢化や担い手不足の影響によりまして、昨年の町内水稻作付は約146ヘクタールで、5年前と比較して24ヘクタール、10年前と比較して52ヘクタール減少してきております。

令和5年度の水稲生産実績につきましては、JAの販売実績で、7,031袋、平均単価は6,257円でございます。

宮崎県における農業経営管理指針によりますと、物価高騰前の数値になりますが、米の生産指標は、1反当たりの収益が11万9,000円、コストが10万7,000円、所得額が1万2,000円、所得率は10%とされております。

水稻栽培は、土地利用型農業の中で、他の野菜、花卉、果樹栽培と比較いたしますと、所得率が低い品目ではありますが、自家消費や肉用牛粗飼料としての利用、何より先人たちが築き守ってきた農地を後世に引き継ぐ責務として続けてこられた農家も多いものと考えております。

このような本町の厳しい環境の中で、トラクターやコンバイン、乗用田植機などの農耕作業車への課税は、農家の方々の御負担が増えることとはなりますが、納めていただいた軽自動車税は、

住民税申告や確定申告の際に全額農業の経費となり、住民税や所得税の軽減にもつながるものがありますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

今回のナンバープレートの周知は、税の公平性の観点から行ったものであり、納税は確実に行っていただきたいと考えております。また、農業支援等につきましては、各種団体からの御意見を伺いながら、各種施策等を活用いたしまして、今後も引き続き行ってまいります。

以上でございます。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 河野學君。

○議員（7番 河野 學君） 小型特殊自動車が、なぜ軽自動車税の課税対象となるのか。田植機、コンバインは、私は自動車とは認識しておりませんが。

アグリファームはですね、発足と同時にトラクターは登録されているでしょうが、コンバイン、田植機等、登録されたのでしょうか。ごく最近、この問題が浮上してきてから、3月に登録をしたという話も聞いておりますが、町長の考えを伺います。

○議長（高館 英嗣君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） お答えいたします。

先ほどからありましたように、この田植機等の納税の周知をしたかと言いますと、答弁で申し上げましたとおり、住民税申告等におきましては、農家の皆さん方にお知らせをしながら、申告等もしていただいております。

そういう中で、これについては、持つておられるところに納税を、登録していただくという方向でありましたので、アグリファームを含めて全部にお願いをしたということで、アグリファーム等におきましても登録がなされているという報告を受けているところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 河野學君。

○議員（7番 河野 學君） この放送があつて、何日後じゃつたですかね、副町長に来てもらつて説明をしたら、私も知らなかつた、私も登録していなかつたという説明を受けたのですが、町長は本当にこれ知つちよつたですかね、この放送があるということも含めて。その辺を伺います。

○議長（高館 英嗣君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） 私も自宅で聞いておりました。どういう経緯で放送をとということで、税務課のほうに、担当にお聞きをして、住民税申告等においてそういうことをお願いしてきておると。そういう中で、長年にわたつてコンバイン、田植機等においては、そういった何と言いますか、納税のお願いができていなかつたので、住民税申告を含めた中でありましたらば、不公平感

があったらいけないということで放送を流したということでございましたので、その時点で、内心、突然でびっくりされる方もおられるなということでありましたけれども、放送が済まされておりましたので、ならばその後、丁寧に、問合せもあるからと思いますので、丁寧にその経緯等を説明しなさいというような形でお話をしたところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 河野學君。

○議員（7番 河野 學君） 私が聞きたいのは、この今夜から、3月23日、今夜から放送しますというのを、自宅で聞く前に町長は知っておったのかということをお伺いします。

○議長（高館 英嗣君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） それについては、担当のほうからは報告がございませんでしたので、担当の中で、税務課の中で、そういう方向性を示したんだろうというふうに認識いたしております。

○議長（高館 英嗣君） 河野學君。

○議員（7番 河野 學君） こういう放送の原稿の最終決裁は、誰がずっとですかね、最終的な決裁は。

○議長（高館 英嗣君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） 総務課長でございます。

○議員（7番 河野 學君） それではですね、あの、町民の皆さんは、この課税の話が出てきて、非常にながかりしてですね、私はこれから先、耕作放棄地が増えるんじゃないかと心配しておるんですけども、町長の答弁にもありますが、七折のほうに至っては深夜に荒代あけする方もおられます。

また、この急峻な土地でですね、田んぼを荒らさないために、何とか、もう歩行型の田植え機では田植えができないから高齢者になって、乗用で年金で買って、また牛を売って牛で買ったりして、何とか耕作放棄地を出さないようにしようと頑張っているんですよ。

そこ辺もうちょっとこう人情味があつていいんじゃないかなと思うわけですが、町長は人情深い人ですから、分かっていると思いますけれど、そこら辺。これ、非課税にはできんとですかね、どうにか・・・。

○議長（高館 英嗣君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） 先ほど答弁いたしましたとおり、今、河野議員がおっしゃった、そういった質問の内容については十分、私自身は認識をいたしております。私も百姓の息子でありますから、我々はずっと夜中の荒代を開けて、それから役場に来て仕事をし、牛を養い、そういったことで農地も守ってきておる状況でございます。

そういう中で、今、御質問のありましたとおり、配慮というか、そういうことはできないのか

ということではありますが、冒頭お答えいたしましたとおり、この法律は地方税法、昭和25年に国で制定されております。全国一緒であります。どの自治体もこの地方税法の中で、それに従って課税をしていくという形になっております。

そして、もう1つの運送車両法についても昭和26年に制定をされ、その中に小型特殊自動車という形になってきております。

答弁しましたように、日之影町においては、コンバイン等が普及するまではそういうこともしなかった。しかし、普及した中で、こういった課税をしないというのは、逆に税制上の問題としては、非常におかしいことになるわけでありまして。と申しますのが、県内26市町村のうち、これをしていないのは5市町村であります。その中の1つであったわけで、日之影町は。

そして、これで町の税収として、これが上がっていなければ、交付税の計算上、そういうことをしていないということであれば、延々と交付税にも影響してくる可能性があるということで、トラクターが増えてきたから、こういう制度を設けてした。そして、コンバイン等もそういう形、田植機もということをやっております。

日之影町独自で、この小型田植機はもう課税できないとか、そういう形はなかなか当然できないわけでありましてから、地方税法、国において、この地方税法を改正をお願いする以外にはないわけでありましてけれども、全国津々浦々、この地方税法の流れの中でやってきております。

このことができて、税務課を通じて、県内自治体、全て話をお聞きをしたそうであります。そうしましたら、日之影町は何を今頃言っているんですかと、しないといけないんじゃないですか、逆に、それおかしいですよ。税金って全国全て平等、同じような形で課税されるのが普通じゃないですか、という逆な御意見をいただいたということも聞いております。

今、河野議員がおっしゃったように、本当に今の状況から大変だなということは十分認識をいたしております。そういう中で、先ほど申し上げましたとおり、この課税額については、申告の中で経費として控除もしていただくという形になつとるわけでありましてから、そういう手当の中で適正に課税をしていただきたいというのが現状でございますし、農家だけではございません。商売をされておる方々も、冷蔵庫から減価償却という形で課税されております。これも国の税法の中で進めておられるわけでありましてから、それに従うべきは従い、そして、御質問のありました、また答弁もさせていただきましたけれども、そういった方々への支援、農業関係者等への支援につきましては、私は他の自治体に負けないように、勝っても劣ってはいないぐらい支援策等をやってきたつもりでありますので、今後も皆さん方の御意見をいただきながら進めていきたいということで、税は税として、これは今日は子どもたちも来ておりますけれども、国民の義務でありますから、そういうことを踏まえながら、支援策は支援策としてとっていきたいというふうにお答えをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 河野學君。

○議員（7番 河野 學君） 私もやりにくいんですよ、実は。向こうのほうで税務課長が眼光を鋭く見つめておりますので。本当は大変なんです、私も地方税法を少し言わせてもらいます。

地方税法第6条、地方団体は公益上でのほかの事由により課税を不相当とする場合においては、課税しないことができるとうたってあるんですよ。ここを適用したらいいんじゃないかと思うんですが、町長の考えを伺います。

○議長（高館 英嗣君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） 今、その条文の中身等について、手持ちありませんけども、そういう条文適用されるということであれば、先ほど答弁しましたように、県内26市町村のうち21市町村、市は全てでありますけども、そういった形で課税しとるわけでありますから、それが適用という形であれば、多分やってきているんだろうというふうに思いますけれども。現時点ではそういう対応していない、やっていない町村5つほどありますけども、これで適用しているのかということについては、税務課を通じて、また調査させてみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 河野學君。

○議員（7番 河野 學君） 6条を生かして、町長の勇気ある決断で、日之影町から耕作放棄地が出ないように。私、もう言ったか覚えておりませんが、日之影町は、30年後は人口が1,000人を切ると、そういう心配があるという一般質問をしたことがあります、人が減れば、耕作する人も減ってくる。農地も荒れる。田んぼは草ぼうぼうとなる。そういう風景は、景色は見たくないからですね。やっぱり行政も一生懸命、この耕作放棄地を出さないためにはですね、思い切った行政をやって、少しでも多くの田んぼが残るように、町長の考えを伺って、最後の質問とします。

○議長（高館 英嗣君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） 今、河野議員がおっしゃったこと、何ら、私、相違はございません。先人が、これから見渡す中において、今、田植えも行われ、田んぼののりもきれいに整理され、営々と先人が守ってきた農地を今も守ってきておるわけであります。

そのために、町としても耕作放棄地を減らすべく、アグリファームを設立し、全国初でありました。そして今、アグリがあつてよかったなというお声も大変聞いております。そういう施策も取ってまいりましたし、先ほど言いましたように、農業関係への支援策、そういったものを皆さん方からの御提言等をいただきながら、他の自治体にはないような形も取ってきておるつもりでありますので、今後も、今、河野議員おっしゃったように、未来永劫、そして今日は子どもたち

来ておりますけれども、彼らがふるさとに帰って、やはりこの町を守っていくべく、頑張っている日之影町であり続けたいというふうに思っておりますので、今後とも皆さん方と意見交換しながら、この町の農地を守るべく頑張っていきたいというふうに思っておりますので、今後とも、また御意見賜ればありがたいと思います。

以上であります。

○議長（高館 英嗣君） 以上で、河野學君の質問は終わりました。

.....

○議長（高館 英嗣君） 次に、小川輝久君の質問を許します。小川輝久君。

〔議員登壇〕

○議員（3番 小川 輝久君） 私は、先の通告書のとおり、町の有形文化財の保全・継承について2項目、教育長並びに町長に対して質問をいたします。

まず、1項目めは、今、本町では無形文化財の保全・継承には一応の努力は見られております。大人歌舞伎、深角団七踊り、並びに神楽等々を代表する伝統芸能の継承保存には、助成等の支援も含めて継続して行ってこられております。

そこで、私は今回、現存する日之影の宝ともいえる有形文化財の保全・継承について、現在その役目を終えた石橋等の保全について、教育長の見解を伺いたいと思います。

次に、2項目めは、現在、過去18年にもわたり、旧（マルト）高橋呉服店跡にて（フクダヒロオ）氏による700点余のひな飾りの展示が行われてきております。できることなら、この家屋並びにこのひな飾り等を町で取得していただき、町の文化遺産として後世に残す考えはないか、町長の見解を伺います。

後の質問は自席から行います。

〔議員降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 答弁を求めます。教育長、橋本範憲君。

〔教育長登壇〕

○教育長（橋本 範憲君） 小川輝久議員の「町の有形文化財に対する保全・継承、さらには取得について」の1点目、「町の無形文化財の保全については、一応の努力が見られるが、橋の町日之影の中で役割を終えた石橋等の保全の取組について伺う」についてお答えいたします。

本町には、「旧綱ノ瀬橋梁及び第3五ヶ瀬川橋梁」をはじめ、多くの有形、無形文化財や史跡などが、国、県、町に指定されています。また、本町は国道や県道などの公道等に233の橋が架かる「橋のまち」として認知されており、先日、町観光協会が発行した「日之影橋めぐり」のしおりとガイドは大変好評で、多くの方から問合せがあると伺っております。

小川議員御質問の有形文化財全般につきましては、その文化財自体に関わる修復等に対しまし

て、国や県等の補助金を活用するなど、文化財の保護に努めているところです。

その指定されている有形文化財の中で、石橋として指定されているものは、深角地区の「深角橋（旧尾谷橋）」の1橋となっています。

現存する深角橋は、明治18年、1885年に架け替えられた長さ18.2メートル、高さ6.4メートルの凝灰岩の切石積みで作られた眼鏡橋ですが、同じところに架かっていた旧尾谷橋は、天保11年、1840年に南関石工によって架けられたことが、橋供養碑に書かれております。約140年前に架けられた深角橋は、町内に現存する石橋の中でも古いものに属し、熊本から延岡を結ぶ往還の重要な橋で、政治、経済、文化面で大きな役割を果たし、当時の架橋技術を知ることができる貴重な石橋であることから、平成17年12月に、建造物として町有形文化財に指定されています。明治21年に県道が開通してからは、人の通りがなくなると町史に記載されております。現在は道路としての役目はなくなり、これまで、地主様や集落の方々の努力で管理されてきたと伺っていますが、高齢化、過疎化の影響もあり、管理が行き届かない面も顕著になっている状況です。

今回の「日之影橋めぐり」のしおり等の発行により、「地域の隠れた宝」として再度脚光を浴び、訪問者も増える可能性もあり、観光資源の側面からもその管理の必要性が出てくると感じていますが、町教育委員会として、今後どのような整備が必要か、またどのように管理していくか、地元集落の皆様をはじめ関係者と協議してまいりたいと考えております。

また、有形文化財全般につきましても、県教委や町文化財専門委員会と連携しながら、改めて調査研究することや、既存事業の活用や新たな事業の創設等を含めて、整備についても検討していく必要があると感じています。

また、併せて、今日は町内小学校6年生の子どもたちが議会傍聴に来ておりますけれども、子どもたちにも「日之影にはこんな貴重なすばらしい文化財があるんだ」ということを学ぶことを通し、ふるさと日之影を誇りに思う気持ちにもつなげていきたいと考えております。

以上です。

〔教育長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 答弁を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 小川輝久議員の「町の有形文化財に対する保全・継承、さらには取得について」の、「ひな祭り展示場として使用している東日之影の旧高橋呉服店跡の家屋、資産を取得し、町の文化遺産として活用できないか伺う」についてお答えをいたします。

東日之影の旧高橋呉服店跡の家屋につきましては、大正元年に建築された木造2階建ての建物であると伺っております。呉服店の開業がいつ頃であったのかは、把握できておりませんが

も、呉服店の廃業後、家屋は近くにお住まいの方が引き受けて所有されており、現在に至っております。

所有者の方は、この家屋を活用し、毎年3月には町内外の方々から寄せられた数多くのひな人形を、5月には五月人形を展示され、見に来られるお客様を楽しませておられます。今年も3月1日から1か月間、ひな人形展が開催され、コロナ禍を経て5年ぶりの開催でありましたが、大小色とりどりのひな人形が所狭しと並べられたその光景はまさに壮観でございました。

古くは大正時代からの人形もあり、人形1つ1つの表情や衣装、持ち物など、見る人の目を楽しませてくれております。1体1体を丁寧に保存・管理されており、毎年鑑賞に来られる方々が飽きないようにと展示の工夫もされ、大変な御苦労が伺えるところでございます。

この長年にわたる地道な取組は、本町の観光風物詩の1つとして、中央地区のにぎわいの創出につながっており、頭が下がる思いでもございます。

そのような中、「家屋、資産を取得し、町の文化遺産として活用できないか」という御質問についてでございますが、所持者の方には大切に收藏されておりますひな人形を含め、今後どのような活用方法があるのか検討させてほしい旨、お伝えしているところでございます。

まずは、旧高橋呉服店建屋の歴史や文化的価値の有無について調査を行い、その結果を踏まえ、家屋やひな人形を含めた財産につきましての活用方法を総合的な視点に立って検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 小川輝久君。

○議員（3番 小川 輝久君） それでは、再質問をさせていただきますが、教育長にお伺いをいたします。

教育長におかれましては、有形文化財の保全・継承については前向きな答弁をいただきました。本町は橋と緑と溪谷のまちをキャッチフレーズに、観光PRに力を入れてまいりました。このたびの日之影町と日之影町観光協会の企画監修により、日之影橋めぐりのしおりと日之影橋めぐりガイドが作成に至りました。リーフレットが1,000部、ガイドブックが3,000部作成され、町内外に本町の橋の魅力が十分発信できるものであると確信をしているところであります。

そのような中で、青雲橋、天翔大橋、龍天橋等は橋のまち日之影を代表する近代大橋であり、多くの観光客の集客につながっているところであります。近年では、答弁にもありましたように、旧高千穂鉄道の第3五ヶ瀬川橋梁と旧綱ノ瀬橋、橋梁が国が指定する重要文化財に認定されたところであり、今後の保全に修復にも弾みがつくものと思われま。

このような中、今回作成に至ったガイドブックに目をやると、その働きを終えた石橋やトロッ

コ道橋が紹介をされております。特に深角橋、先ほど説明がございましたが通称尾谷橋については、現存する石橋の中では全国で89位、宮崎県内では1番古い石橋であると確認されております。

近年では、地区住民の方々がお盆の草刈り等で景観が見えるように管理をされておりましたが、高齢化等により、ロープを使って中腹まで降りてする危険な作業等ができなくなっており、藪で覆われて近づくことすらできないなど、それに伴う旧街道も歩けない状態とのことであります。

ガイドブックを見られた方が、ぜひ立ち寄りたいと言われても、現状ではお断りすることしかできないということでもあります。こうした本町の宝ともいえる貴重な文化財を後世に残す取組は、スピード感を持って取り組むことが、今一番求められていると思います。

教育長は、先の発言の中で、子どもたちにはただ勉強ができるだけではだめだ、日之影に愛着を持てる、貢献できる人材を求めていくとの思いを述べられました。中学生による近未来会議の中でも、日之影町をまだまだ知らないことが多く、新しい発見も今後の教育行政にも大事になってくると思われます。

観光事業の側面からの必要性、地元集落との協議、文化財専門委員との連携等々を検討していく必要があるとの答弁であります。先ほども述べましたように、スピード感を持って対処していただきますよう、改めて教育長の思いを伺います。

○議長（高館 英嗣君） 教育長。

○教育長（橋本 範憲君） ありがとうございます。全く、私も同じ考えでございまして、実は今回の質問もありましたので、もう1回、以前も行ったことがあったんですけども、深角橋、高巢野小学校の校区にありますけれども、見に行きまして、本来なら道路から見えるところに石橋が見えるんですが、議員おっしゃるとおり、周りの杉であるとか、草でもう橋が見えない状況になっていました。

やはり、本当に歴史的価値のある橋ですので、早速、教育委員会としての対応を考えまして、まずは予算を取らなくちゃいけないんですけども、できるだけ、議員おっしゃったとおりスピード感を持って、我々ができること、地区の皆さんや地権者の方々とも相談していくのがまず最初なんですけれども、深角地区の皆さんや地権者の方と話を進めていながら、我々ができるところは、草刈りにしろ、枝打ちにしろ、どのようなことができるか、ちょっと具体的には今は言えませんけれども、私も同じように大事な文化財でありますので、対応していきたいと考えておりますので、よろしく願います。ありがとうございました。

○議長（高館 英嗣君） 小川輝久君。

○議員（3番 小川 輝久君） それでは、再質問の2点目ではありますが、町長に対してお伺いをいたします。

旧（マルト）高橋呉服店跡の家屋、ひな飾りを本町で取得してほしい、文化遺産として活用できないかという伺いですが、この話を語るとき、明治から大正にかけ、見立国有林が明治44年に官営化され、上日之影から見立黒仁田間にトロッコ道が開設され、山裾の三角地帯と呼ばれた東西上下日之影の発展につながったと言われております。

当然、そこには人が集まり、用水路の開発、棚田を利用した米、煙草、お茶、養蚕等の1次産業が発展します。人が集まる場所には衣食住の文化がついてきて、大分より高橋家一族が商人のまち日之影を築き上げられました。呉服店、製材所、書店、金物店、歯科医等々、多くの文化の恵みを受容されてきました。酒屋、食堂、旅館等が軒を連ね、日之影の商店街が作り上げられたわけであります。

その中で現存する建物としては、旧（マルト）高橋呉服店の家屋が、昔を語る建物として残っております。その家屋を活用されまして、現在、（フクダヒロオ）氏が18年前からひな飾りを全くの手作りで展示され、現在では700体余にもなると、大展示場となっております。

近年では、商工会もそのすばらしさにあやかりながら、人間おひな様等の工夫を凝らし、竹灯笼飾りの設置等々を手がけ、本町のアピールに活用させていただいております。

しかしながら、家屋の老朽化に伴い、雨漏り等も見られ、（フクダ）氏個人だけでは、おひな飾りの保管、展示もままならず、朽ち果ててしまう恐れもあります。日本で著名な、心臓外科医高橋幸宏氏の生家でもある呉服店の家屋を見上げるとき、壁の最上部にもしつこいの中に家紋の丸笠紋が浮かび上がっております。

私は、この家屋、ひな飾りを町の文化遺産として取得し、建物のリフォームをし、常時開設したひな祭りの館等々として保存していただきたいと思っております。

毎年3月のひな祭り時期になりますと、綾町の雛山がよく報道され、多くの人々が訪れるところが紹介されております。本町におきましても、リニューアルが11月頃には完成を見る旧役場跡研修館が、町の空洞化を防ぐ拠点となるはずであります。温泉駅から町内の酒蔵あるいは苔アート、そして醸成された大正時代からのおひな飾りを、町あるきの観光化につなげていけたらと思いをはせているところであります。

観光協会、商工会、行政一体となったまちづくり、にぎわいの創出にぜひとも一考してほしい、再度、町長の見解を伺い、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 答弁求めます。町長。

○町長（佐藤 貢君） お答えいたします。今、小川議員がおっしゃったように、旧高橋呉服店跡、あるいはその高橋家の人々がこちらにおいでになって、いろんな業態において日之影の発展に寄与されたことは、私も把握をしております。

そういう中で、先ほど答弁いたしましたとおり、現在どのような状況になっておるのか、ひな

祭り等につきましては、700体ほど綺麗に飾られていることは、私自身も毎年見ておりますし、人間ひな飾りにも参加をさせていただいておりますので、そのあたりのことは十分認識をいたしております。

そういう中で、今、小川議員がおっしゃったように、どのような形で利用できていくのかということは、まずはそういった建物等の調査も含め、やはり多くの方々のコンセンサスを得られることは大事ではないかなというふうに思います。

ただいま御質問があった中で、中央地区の活性化については、これはもう当然、私もいつも言っておりますように、中央地区をどのような形で人のにぎわう場所にするのかということで、旧役場跡の研修館もリニューアルをしております。温泉駅、そして見立方面のボルダリングを含めたキャンプ、川、そういったもので人の流れをあそこに持ってくる。そのためのひな祭りは、春の風物詩であるというふうにも認識をいたしております。

そのようなことでありますから、今、御質問がありましたように、観光協会を含め、行政、中央地区の方々、また当然、これをどのような形で残していく、活用していくのかということになれば、議会の皆さん方の御意見等もいただきながら考えていかなきゃいかんということでもありますから、本日の答弁においては、そのような形で、今後、まずは担当課において、現状はどういうことになっておるのかという調査から進めていくことが大事かなというふうに思っておりますので、今後また、いろいろな意見交換させていただければありがたいかなというふうに思っております。

以上であります。

○議長（高館 英嗣君） 以上で、小川輝久君の質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。次の開会を11時から開会いたします。

それでは、暫時休憩といたします。

午前10時46分休憩

.....

午前10時59分再開

○議長（高館 英嗣君） それでは、皆さんおそろいでございますので、若干早いようですが再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に、久保優一君の質問を許します。久保優一君。

〔議員登壇〕

○議員（1番 久保 優一君） それでは、先の通告どおり、「生涯現役社会」の実現に向けた生涯現役地域づくり環境整備事業について6点、町長へ質問させていただきます。

- 1、本事業にエントリーするに当たって協議会を設立することは可能か。
 - 2、高齢者への就労支援メニューは、現在どのようなものがあるか。また、就労可能な業者にはどのようなものがあるか。
 - 3、本事業には民間からの資金調達が必須であるが、調達先は本町においてはどのようなものが考えられるか。
 - 4、高齢者の就労意欲の調査は行っているか。
 - 5、本事業を行うに当たって行政が行っている既存の事業にはどのようなものがあるか。
 - 6、本事業を実施すれば、どのような効果が得られると考えるか。
- 再質問は自席にて行います。

〔議員降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 答弁を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 久保優一議員からの御質問の、「生涯現役社会」の実現に向けた生涯現役地域づくり環境整備事業について」の1点目の「本事業にエントリーするに当たって協議会を設立することは可能かに」についてお答えいたします。

生涯現役地域づくり環境整備事業につきましては、人生100年時代を迎える中で、働く意欲がある高齢者がその能力を発揮し活躍できる環境整備を図ること、また、企業内での雇用だけでなく、高齢者のニーズに応じ、地域において高齢者が活躍できる多様な就業機会を創出する取組を促進するために、国が令和4年度から委託事業として実施しております。

本事業を実施するに当たりましては、まずは協議会を設置する必要があります。協議会の構成メンバーとしましては、市町村、高齢者事業を実施している団体、商工事業者、金融機関、大学等の機関が想定されており、協議会において課題の洗い出しや情報共有、計画の策定を経て、国の委託決定を受けまして事業実施となります。

この事業にエントリーするに当たりましては、多様な団体によります新たな協議会を立ち上げる必要があります。また、地域の関係機関のネットワークにより、高齢者の活躍が地域課題の解決につながる好循環を生み出す取組を展開することが求められているところであり、現時点で事業スキームに合う協議会設立が可能であるか検討する必要があると考えております。

次に、2点目の「高齢者への就労支援メニューは現在どのようなものがあるか、また就労可能な業者にはどのようなものがあるか」についてお答えいたします。

本町では各分野におきまして、高齢者の方々の就労の支援が行われております。具体的に申しますと、社会福祉協議会におきましては、シニアサポート日之影によります電話ボランティアやいきいきサロンのボランティア、またシルバー人材センターにおきましては、草切り作業やトイ

レ清掃等がございます。

また、水源の里活性化対策といたしまして、道路や水道施設等の管理、さらには農林業部門におきましても、栗やユズ等の加工品製造や収穫、選別作業など、各企業や事業所の御協力をいただきながら、多様な内容の就労支援を行っており、これらが国が示しております就労支援メニューに当たるのではないかと考えております。

次に、3点目の「本事業には民間からの資金調達が必須であるが、調達先は本町においてどのようなものが考えられるか」についてお答えをいたします。

本事業は最大3年間、国の委託金を活用し事業を実施できますが、国の委託期間終了後も継続して事業を実施することが必須条件となっています。そのため、事業継続のための財源確保の手段としまして、民間等からの資金調達に取り組む必要があります。

国が示します資金調達の具体例としまして、町内企業や協賛企業等からの寄付、ふるさと納税や企業版ふるさと納税などの活用が想定されており、本町におきましてもこれらを活用することになるのかなと思われまます。

次に、4点目の「高齢者の就労意欲の調査を行っているか」についてお答えいたします。

高齢者の就労意欲に関する調査につきましては、統計法上の「令和4年就業構造基本調査」において、無業者のうち就業希望者を問う項目にあります。

宮崎県が発行しました令和4年就業構造基本調査の結果の概要では、宮崎県全体で無業者のうち就業希望者は6万2,100人であり、うち55歳以上の高年齢者は2万9,200人です。なお、この調査は抽出調査であり、本町では3調査区しか調査されておらず、市町村別の結果につきましても公表されておられません。

また、町独自でも高齢者に対し、就労意欲に関する調査は特段行っておりませんが、今年3月に策定しました日之影町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画において、町内介護・福祉事業者向けにアンケートを実施しております。その中で、これからの高齢化社会に向けて必要な取組としまして「高齢者の働く場所の確保」が4割を占めたところでもございます。

次に、5点目の「本事業を行うに当たって行政が行っている既存の事業にはどのようなものがあるか」についてお答えをいたします。

本町におきましては、先にも述べましたが、各分野の関係団体が連携し、支援等を要する人を社会全体で支える仕組みであります「地域包括ケアシステム」を構築しております。

今後も、この「地域包括ケアシステム」を主体に、高齢者の皆さんが意欲をもって生活を送ることができるよう、社会参加の促進をはじめ、ボランティア活動への支援、人との交流や仲間づくりを行える環境づくりを引き続き支援してまいります。

次に、6点目の「本事業を実施すれば、どのような効果が得られると考えるか」についてお答

えいたします。

少子高齢化が進む本町におきましては、地域福祉や地方創生、農山村の地域活性化など、様々な課題が山積しております。本事業を実施しますことで、高齢者等の雇用や就業によります経済的支援や生きがいづくり、また労働者不足の分野におきましては、人材確保の一助となると見込まれます。

一方で、高齢者のニーズに沿った就労の支援や雇用の確保、また、交通弱者の方々の移動手段の確保、民間資金等の調達方法など、様々な課題を解決していく必要があることから、現時点では非常にハードルが高い事業であると考えております。

町内を見渡しますと、農林業を含めた全産業におきまして、70代以上の方々がまだまだ現役で就労されており、現時点での取組は困難が伴うのではないかと感じております。

しかしながら、少子高齢化対策や人口減少対策、移住・定住促進等におきましては、雇用の創出や就労支援は大変重要な施策でありますので、関係団体と連携を図りながら、本事業が本町で可能であるか、研究したいとは考えておるところではあります。

以上であります。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） それでは、再質問させていただきます。

1番の協議会の設立に当たっては、再質問がありませんので、2番の高齢者への就労支援メニューに関する答弁に関して、再質問を行います。

答弁の中に、国が示している就労支援メニューに当たるのではないかという答弁をいただきましたが、私もそのように考えております。すでに下地があるわけですが、本事業の提案を考えるに当たって、さらに踏み込んで支援を行うことができないかなと思いました。

1つ例を挙げますと、農業部門の雇用においては、答弁にもあったとおり、加工製造や収穫、選別作業等の雇用が現在行われております。当然のことながら、これらの作業は、作物の出来高に依存しているところであり、以前、私に不作のとき、結果的にパート収入が減って困ったという相談が町民の方からありました。このような場合において、その方々にスムーズに仕事をあつせんすることができれば、当人も安定した所得を得ることができ、町内の生産高にも寄与するのではないかと思います。町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） お答えいたします。今、久保議員がおっしゃった農作物等の出来高不足等において、雇用が少ないからあつせんしてほしいという形での御質問であります。まさにそういうことが、情報が共有できて、足りないところに行ってくださいとか、そういう仕組みがで

きるのは、非常に働く人もいいだろうし、あるいは、そういう方々を雇っている事業者にとってもいいことではないかなというふうには認識をいたします。

それについて、まあ、どのような形がいいのか、そういう栗とかであれば農協がそういうあつせんができるのか、なかなかそれを担うところをどうするのか、行政が担えということになるのか、だからこういう協議会を作ってという形だろうというふうに思いますけれども、現状として、いろんな農業部門ではそういうこともあるだろうし、福祉の部門においては逆に言えば地域包括とかで、そういった、あるいは有償ボランティアを探すときには地域包括の福祉部門の中で、現実として、あの方が手が空いているよとか、そういう流れもあって、紹介をしながらという取組もされておるわけでありますから、うまく言えませんけれども、どのような形で、今、久保議員がおっしゃったことについて、必要性というのは十分認識しておりますけれども、仰々しく協議会を作ってやりますということよりか、もうちょっと簡単に、狭い町内でありますから、できるのかなという思いもあります。

今、質問になったことについては、そういうことができれば、お互い助かるわけでありますから、いいことではないかなというような認識はしております。

○議長（高館 英嗣君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 2番目については納得いたしました。

ここで質問を終えますと、ちょっと短すぎるので、3番と4番と5番については、6番目、どのような効果が得られるかについて、総括的に再質問いたします。

6番目の答弁にあったとおり、本事業でどのような効果が得られるかの中で、非常にハードルが高いと、私もそう思っております。ですが、もしかしたら、現在先行して取り組まれておるほかの市町村よりも、少しハードルは低いのではないかと考え、このたびの運びとなりました。

まずは、本事業の成功例が少ないというか、いまだないと言われる難点の1つに、仕事のミスマッチがあります。私なりに考察いたしましたところ、受入れ側が、高齢者にも可能なという仕事の抽出を行っていることが原因ではないかなと思っております。

本町は、1次産業を基幹とした町であると同時に、比較的健康で忍耐強く、単調な作業をこなし、経験と知識を有した高齢者が、多数存在することから、事業者側が、例えば、JA出荷前の栗の選別や、日之影アグリファームでのシロウコンの調整、そして現在、町が奨励しているコンテナ内の製造など、高齢者であることが有利な仕事を斡旋することができるのではないかと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） お答えいたします。久保議員がこの事業の説明をしまして、質問をされるということで、生涯現役地域づくり環境整備事業の概要という形で、国が、厚生労働省が出し

ている資料等コピーをいたしております。

現在、全国で10市町村ぐらい、やれておるといことであります。久保議員もお考えだろうというふうに思いますが、やはり相当ハードルが高い。そして国のお金を頂くとすれば、それなりの施策といいますか、必要。そして、事業3年間終わった後の必須条件がある。したときに、その中で、今の現状、うちの職員体制等で、それにこの事業を取りかかるべく力があるのか、費用対効果があるのかということは、十分認識せねばならないというふうに思っております。というのが、令和4年から来て、すばらしい事業であれば、もう全国埋まっていくぐらいの形だろうというふうに思います。しかし、これを熟読しますと、非常に霞ヶ関の東京で考えたようなことが書いてあって、果たして逆に戸惑うんではないかなという気もいたしております。

そういう中で、久保議員がおっしゃったように、本町では高齢者の方々が、まずは自分ところの農地を高齢者でありながら、維持管理をしていただいておりますのが当然であります。先ほど河野議員の質問にありましたように、高齢者の方々が自分の土地を守るべくして努力をしております。そういう中で、空いた時間等、季節的なものでありますから、栗の選果、収果、そういったもの、あるいはアグリファームの時期によつての労働、そういう方々でありますから、逆にそういう方々をうまくマッチングというか、どういう形がいいのか分かりませんが、こういう協議会という大きな括りの中でやる前に、町としてやはりそういうことを、いろんな農業団体を含めた中で考えていくことは、当然必要ではないかなというふうに思っています。

この事業をやったから、新聞等でこういうことを日之影町は打ち上げましたという、打ち上げたがいいが、果たしてうまくいくのかということもありますので、現実、日之影町はそういうことで、アグリファーム、あるいはマロンハウス等を含めてやっておりますし、また福祉部門においては、ふれあいネットワークを含めて地域包括ケアシステムで、有償ボランティアの動きも進んでおります。

また、移動手段の確保で、今度、ライドシェア、そういった形になったら、各地域の運転ができる高齢者の方々に、そういった有償ボランティアでしていただくというような仕事も出てくるのかなというふうに思いますので、これを網羅するような、どういう形がいいのかというのは、現時点ではお答えできませんけれども、こういうことが必要なんだということは、もう十分認識をしておりますので、その中でどのような対応がいいのかということは、担当課を含めて、この質問があったときに、福祉部門であれば町民福祉課等々に指示もしておりますので、その流れの中で考えていくことは重要ではないかなというふうな認識でございます。

以上であります。

○議長（高舘 英嗣君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） たしかに、この協議会の設立から事業の実施が仰々し過ぎるとい

うことも、私は一般質問をするに当たって考えました。本事業を行うに当たっての本町のメリットというところを考えて、1つ思うところがありますので、先ほどのメリットについて再質問させていただきます。

失礼しました。原稿がどこかにいったので、そのままいきます。本事業を行うに当たって、生涯現役社会が実現されれば、これは本町だけでなく、本町から離れたところで暮らされているお子さんやお孫さんも、安心して日之影町に親御さんを預けるだとか、そういうことで資金調達の中で賛助会員になっていただけないかなという点と、先ほど言われたように、新聞やテレビなどで日之影町がこれをやりますとなった場合に、本町が今行っている企業版ふるさと納税なんかのときに、本町以外のどこもやっていないわけですから、成功していないわけですから、現時点で、これをやっていますという町ですというのがあれば、寄付するときの動機にもつながるのではないかと考えております。そこのところを町長にお伺いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） おっしゃるとおりであります。やはり、そういう形で企業版ふるさと納税制度というのは、そういった自治体に対して認識をしていただいて、寄付をしていただく制度でありますから、まさにこういうことが新聞等で出れば当然そういう形で効果があるだろうし、町内から出られた方々もそういう安心感があるだろう。

しかし、そういう中で、この事業に限らずそういったことを取組を進めていっておるということ、情報発信、いつも久保議員おっしゃいますけれども、そういったことを町として、いろんな施策として、こういう形で情報発信することは本当に今おっしゃったことに対しての効果になると思いますので、先ほど来、答弁いたしておりますように、この事業を含めてやる、いろんなことをやったり研究したりすることに対して違和感はありません。

当然、高齢者の方々が多くなっておるわけでありますから、生涯現役社会という意味でも、福祉あるいはいろんな形で頑張ってもらいたい。じゃないと担い手不足というのがもう更に進みますから、そういうことを踏まえた中にいろいろ大きな課題もあるだろうと。だから、こういう大きな事業は、まだまだよく研究した中で進めんといかんのかなということでありますから、しかし、御提言があったことについては当然、地域振興総合計画の中で考えていかにやいかん課題というふうには十分認識いたしておりますので、そういう中で企業版ふるさとの税を得る方策等についても、そういった形ができれば情報発信をしながらいただいでいくという形は当然のことというふうに、私は認識をいたしております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） それでは、先ほども出てきましたライドシェアに絡めて再質問さ

せていただきます。

この有償交通を考えるにおいて、町内で仕事が欲しいという方が事業所へ通う足がないということをよく言われるんですけども、そのときの足と同時に住民サービス、配食や見守り、買物、全てセットで、また、役場に寄るなんかもフルセットで考えられれば、私は効果がより大きなものになるのではないかなと考えておりますが、そのところをお伺いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） 私、施策としていつも言っておりますけれども、今、高齢者福祉の中では移動手段の確保、そして買物支援、そういった見守りっていう形を言っております。

そういう中で、見守りシステム等も整備が少しずつ進んでおりますが、買物支援等におきましては、先日のデイリー新聞ですかね、「ランちゃんが行く」に買物代行支援という形で大きく夕刊デイリーが取り上げてくれております。これも、まだまだであります。もっと効率よく使えないのかという形であります。タブレットを使ったりとか、有償ボランティアの方を効率よくしていただくとか、そしてまた、今質問がありましたライドシェアについても、やはりその地域でやっていただく方が効率よくしていただく。それを帰りに、またそういった買物支援とか、そういう形が有効に連携する。そのためには、電話だけでこうじゃなくて、やはりスマホとかそういう形でうまく連携が取れるような形で作り上げていくことが一番究極の目標で、効率よくなっていくのかなというふうに思っておりますので、そういう方向性の中で今1つずつ進めておるのが実情であります。

買物支援につきましても、社会福祉協議会がそういう取組を進めております。まだまだ課題がございます。しかし、将来にはやはりDXも含めた中で、そういうことも捉えていかなければ難しい面もありますので、今、久保議員がおっしゃったことについては、将来の日之影町の方向性の中でどうやっていくのかというのは、やはり大きな課題というふうに私は認識をいたしております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） おおよそ、今までのやり取りの中で答えが出てしまったのですが、次で最後の質問にいたします。

今までハードルに関して再質問させていただきましたが、最後は効果について、本事業を行った場合の効果について質問させていただきます。

私は、本事業の効果は、さらに多岐に渡るのではないかなと思っております。

まずは、介護予防において、先日議会の方に配布されましたこれを熟読していて気づいた点なんですけれど、職場に通うことで外出頻度が増加し、孤立・孤独の防止につながるのではないか

と思っております。そして、職場で昼食を取ることににより、誰かと食事を共にする機会が生まれるのではないかなと思っております。そして、手先を使い、会話すること、考えること、歩くことは、何より健康の維持につながることは間違いないと思います。

次に、経済効果ですが、就労し賃金を得ることで、高齢者の所得の増加による効果が考えられます。金銭的余裕が生まれることにより買い物頻度の増加、それにより町内の事業者の売り上げの増加が生まれることから、本事業の必要経費と認められていない移動支援を自治体負担で行っても経済効果が上回るのではないかと考えました。

そして、積極的な社会参加による自尊心の向上です。本事業を通して、自らの活動や生活が日之影町に欠かせないものであるという自尊心が高まり、まだまだ私たちが頑張らないといけないなという気持ちが強まるのではないかなと思っております。

経済的、精神的に余裕が生まれれば、利他的な行為は、さらに他者へと波及していくことが考えられます。共に支え合うということは、そういうことではないのでしょうか。

これらの効果を鑑み、本事業研究から検討へと引き上げていただけないかなと思っております。仮に本事業に実行に移らなくとも、具体的な検討を行うことそのものが、良い結果を生むものと考えておりますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） 久保議員がおっしゃったこと、賃金上昇から、やる気から、認知症対策から、なんら、いやだけどですわねということはございません。まさにその通りというふうに思いますし、本事業という形は先ほど来、言っておりますように、国の大きな事業の中では、まだまだ研究して、これはいいかな、費用対効果も含めて取り組まないと、逆にちょっとおかしくなってくる可能性もあるということで申し上げたところであります。

そして、先ほど来、答弁しておりますように、それに変わる段階として、いろんな社協がやったりとか、農政がやったりとか、そういったことについては今後、検討、やっことをさらにレベルアップするべく、それぞれの課で考えておりますし、今、研究から検討へという御質問でありましたので、今年度は第6次の総合計画を作る年であります。そういう中で、行政座談会も行いますし、そういった御意見を踏まえて、これを、このことというか、本町の高齢者対策あるいは担い手、そういったことをどうしていくのかということは、もう避けて通れない課題というふうに思っておりますので、十分、内部で検討をするということは、何ら、齟齬がないのではないかなというふうに認識しておりますので、また、いろいろと御意見いただければありがたいかなというふうに思っています。

以上であります。

○議長（高館 英嗣君） 以上で、久保優一君の質問は終わりました。

.....
○議長（高館 英嗣君） 次に、甲斐睦彦君の質問を許します。甲斐睦彦君。

〔議員登壇〕

○議員（5番 甲斐 睦彦君） それでは、先の通告のとおり、町長に対して、自然災害の備えについてから5項目、中央地区活性化について、農業の振興については、それぞれ1項目質問をさせていただきます。

まず、自然災害の備えについてからであります。

予想を超える台風、線状降水帯、地震などにより、自然災害は、もはや災害は前提として住民の危機意識は高まっているのではないのでしょうか。

特に、地震については予想がつかないのが現状であり、過去の歴史をひも解くと、平成7年阪神淡路大震災、それから16年後の東日本大震災、その2年後の熊本地震、記憶に新しいところでは、本年1月1日に帰省家族をも巻き込んだ能登半島地震、以上、これまで約30年間の大地震の発生状況であります。

以上のことを踏まえ、以下、5項目について質問をさせていただきます。

まず、南海トラフ地震についての危機管理意識を伺うであります。

南海トラフ地震予想については、過去の歴史からおおよそ約100年前後の周期で発生している記録から、30年以内に70%の確率で発生されていることは、御案内のとおりであります。県の危機管理課によりますと、この地震が発生した場合、震度分布として、本町においては、立っていることが難しくなるほどの震度6弱と予想されていることから、まず危機管理意識を伺います。

続きまして、能登半島地震では約8,000棟の家具が倒壊したことから、人的被害の多くは建物の下敷きによるものでありました。そこで、本町の住宅耐震改修事業の現状と推進について伺いたいと思います。

具体的には、昭和56年、新建築基準法が改正され、より耐震性の高い家を建てることを定める新耐震基準が設けられました。本町においても、耐震診断補助金や、それをもとにした木造住宅耐震改修事業補助金制度が設けられております。その現状と進捗状況をお伺いいたします。

次に、避難所開設においては、町職員や消防団員に委ねているのが現状であります。しかし、避難所運営にも限界があると考えます。そこで、地域における避難所運営委員会は重要な組織ではないかと考えますが、現状と推進についてお伺いいたします。

これについても、具体的に申し上げますと、幸いにも、本町においては長期間の避難所開設の記憶は私にはないことであり、また起こらないことを望むものであります。

突如として発生する大災害に対し、長期間と思われる避難所が開設され、職員、消防団員も被

災者と前提をします。

まずは、発災直後から3日間の混乱期においては、住民自らが生き残るため、最低限のことを自分たちで最優先に行っていく必要があります。さらには、災害発生当時は、全国からの好意によるプッシュ型支援物資が寄せられ、物資の受け入れや整理整頓に困惑した話を聞いたことがあります。

長期間の避難生活になると、避難弱者といわれる老人や女性、子どもたちへの配慮、さらには在宅避難者へ支援物資が行き渡るのか疑問でもあります。そして、ボランティア受入も、行政職員や社協の職員で対応できるか、これも不安でもあります。

このことから、全国でも進められている地域住民における避難所運営委員会が必要であると思います。住民の防災意識を高め、ひいては地域コミュニティの形成や安心につながると考えることから、町長の見解を伺います。

4番目です。本町の防災マップの活用は浸透しているのか、そして防災カメラは機能しているのか伺います。

自然災害から命を守ることは、災害を知り、居住地のリスクを確認することが重要だと言われております。本町においても、令和3年に防災マップが改正され、全戸に配布をされました。災害シーズンを前に、防災マップに記載された具体的な呼びかけを、町民に再確認するよう呼びかけが重要と考えます。

そして、防災カメラについては、いろんな考え方がありますが、例えば、台風や線状降水帯による急な川の増水状況を、下流の住民が身に迫った危険を知るツールと考えることから、防災カメラによって水位が分かるような見える化と見え、住民への周知が必要でないでしょうか、町長の見解を伺います。

次に、本町の備蓄品の現状と管理についてであります。

この件につきましては、過去にも一般質問において触れた経緯があると思います。備蓄品については、御案内のとおり、防災マップに記載してあるように、家庭では3日から1週間が推奨されております。

本町の備蓄品の種類の現状、そして管理はどのようにして行われているのか、伺います。

次に、中央地区活性化についてであります。

新型コロナも5類へ移行し、観光客増が日頃から感じられます。旧役場庁舎跡地も工事が始まり、ハード面の第1歩が現実化となり、大きく期待をしております。

そこで、通年、観光客を中央地区へ誘導する仕掛けが必要と考えるが、町長の見解を伺います。

この件につきましては、昨年の6月定例会においても質問させていただきました。昨今、温泉駅の駐車場では、キャンピングカーや遠くは青森などの県外ナンバーをよく見かけ、国民生活の

変化やネットの力だと思うのは私だけではないと思います。惹かれるものがあれば、人は集まるということでしょうか。

そのことから、通年を通した中央地区へ観光客を呼び込む仕掛けを望むことは、町民共通の思いでもあると感じます。町長の見解を伺います。

次に、農業の振興であります。

この件については、小さな農業を前提としたいと思います。

物価高騰を感じる現在、農業においても例外ではありません。不要となった生産資材などの需要と供給をマッチングする仕掛けが必要と考えるが、町長の見解を伺うであります。

具体的に申し上げますと、計画性を持てば、農業に関しては様々なありがたい補助金があるのは、御案内のとおりであります。しかし、私もそうですが、農業をする人にとって、イレギュラーというのがやはりつきものです、これは。大きな農業機械などは、修理やメーカー対応で処理ができると思いますが、中古品で対応できるものや、少量のあと少し欲しいものとか、思いつかないもの、例えば、最近、イノシシの被害がかなり増えております。それによって、イノシシには電柵が非常に効果的でありますけども、計画以上にこれが不足する場合があります。そして、今の時期で言いますと、米苗の過不足であります。来年では、間に合わない資材などのマッチングであります。小さい農業であります。

昨年の12月定例会において、町内の耕作放棄地が、対前年比3.7ヘクタールの増の返答が表すように、電柵ほかならず生産資材が余っている農家さんがあると思います。その反面、先ほども申し上げましたとおり、生産資材が欲しい、今欲しいという農家もあると考えます。データ放送の中に、それらを結ぶ掲示板、具体的に進める窓口、これが必要と考えます。

捨てればゴミ、使えば資源であります。町長の見解を伺います。

次の質問は、自席にて行いたいと思います。質問を終わります。

〔議員降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 答弁を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 甲斐睦彦議員の「自然災害の備えについて」お答えいたします。

近年の異常気象は、台風の大型化とともに、突発的な大雨や暴風は、農地、道路災害をはじめ、農作物等に甚大な被害をもたらしております。このような傾向は、さらに強まっていくと予想されており、これまでの経験を生かしながら、地域防災計画に基づく迅速な対応とともに、町民に対する啓発活動、職員の危機意識の向上に努めているところであります。

また、いつ発生するかわからない地震災害につきましても、日頃からの防災訓練等を通した対応力の強化とともに、地域防災力の向上に努めてきたところでございます。

御質問の、まず1点目、「南海トラフ地震についての危機管理意識を伺う」についてお答えをいたします。

気象庁によりますと、現在のところ、南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が、平常時と比べて相対的に高まったと考えられる特段の変化は観測されていないとの発表がありますが、南海トラフ沿いの大規模地震は平常時におきましても、今後30年以内に発生する確率が70%から80%であり、昭和東南海地震、昭和南海地震の発生から約80年が経過していることから、切迫性の高い状態とされております。

南海トラフ沿いの大規模地震が発生した場合、本町におきましても震度5弱から震度5強が予想され、古い家屋の倒壊、土砂災害による人的被害、道路の分断等を想定しており、危機意識を高めているところであります。

災害への備えとしましては、事業所や近隣自治体と災害協定を締結し、災害時の相互応援協力体制を整えていることや、定期的に気象庁、国土交通省、県、近隣市町村と情報を共有し訓練を行っており、いつ起こるかわからない災害に対し、町民の安心・安全を念頭に取組んでおりますが、今後は机上訓練なども必要があるかなと考えております。

次に2点目の、「能登半島地震では多くの建物が約8,000棟倒壊し、人的被害の多くは建物の下敷きによるものであった。そこで、本町の住宅耐震改修事業の現状と推進について伺う」についてお答えをいたします。

本町における住宅耐震改修事業につきましては、国県事業を活用した日之影町木造建築物等地震対策促進事業補助金を創設しており、木造住宅耐震診断や木造住宅耐震改修工事に係る経費の一部を補助しております。

木造住宅耐震診断につきましては、1棟につき戸数が1戸の場合、補助対象経費の96%以内、かつ13万円を限度とした補助とともに、木造住宅耐震改修工事に係る経費に対しましても、1棟につき補助対象経費の80%以内、かつ100万円を限度に補助しているところであります。

事業実績としましては、平成27年度から28年度にかけて1件の耐震診断、耐震改修工事を、令和4年度に同じく耐震診断、耐震改修工事を1件実施しております。

木造住宅耐震化支援事業の推進につきましては、宮崎県は、能登半島地震による被害状況を受け、住宅の耐震化に不安を持つ県民が増加していることから、住宅耐震化についての理解の浸透を図るとともに、住宅耐震化への取組意欲を高められるよう、テレビやラジオ等による啓発活動及び耐震化への取組について、ワンストップ相談窓口を設置しております。

本町におきましても、昭和56年5月30日以前に着工された旧耐震化木造住宅が数多くあり、南海トラフ地震等が発生した場合に、多くの家屋の倒壊が危惧されているところであります。

以前からも、耐震関連のパンフレットを回覧・周知するなど啓発活動を行ってまいりましたが、

今後も、県の取組と連携しまして、パンフレットの各戸への配布や、ホームページでの啓発活動などを実施するとともに、耐震診断士資格取得促進についても検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の「避難所開設において、町職員や消防団員に委ねていることが現状だ。しかし、避難所運営にも限界があると考えます。そこで、地域における避難所運営委員会は、重要な組織ではないか。現状と推進について伺う」についてお答えをいたします。

有事の際の避難所開設につきましては、担当職員を配置し、地元消防団員の補助を得て運営しており、台風襲来時などの1日、2日の運営におきましては、現在のところ対応できていると考えております。しかし、長期間になった場合、災害対応の経験が少ない若手職員の増加と消防団員の減少とともに、大規模災害による様々な対応を考えますと、今後の運営が厳しくなっていくことが十分考えられます。

そのような中、本年4月1日より機能別消防団を発足し、消防団OBを中心とした250名の方に入団をいただいたところであります。機能別消防団の皆様には、火災や防災に対する補助活動はもとより、避難所運営の御協力をいただけることとなっております。御提案いただいた避難所運営委員会と同じく、平常時より避難所生活におけるルール、施設利用方法の取り決め、避難生活に備えた訓練を実施しているところがございますので、有事の際の避難所運営に御協力いただきながら、長期化した場合の安心・安全な避難所の確保とともに、地域防災力をさらに高めていきたいと考えております。

次に、4点目の「本町の防災マップの活用は浸透しているのか。防災カメラは機能しているのか伺う」についてお答えします。令和3年3月に日之影町防災マップを作成し、令和3年5月の広報発送時に、町内全世帯に配布しております。その後も町民福祉課窓口におきまして、転入世帯に対しお渡ししており、活用いただいているものと認識しております。

また、女性消防団員により防災マップ活用を目的とした防災啓発動画を作成し、データ放送にて放送した取組や、ホームページでの公表とともに、来年度公開予定の地図システムにおきましても閲覧できるよう準備を進めております。今後も防災訓練や防災教育等での継続的な活用とともに、利用促進に努めてまいります。

また、防災カメラにつきましては、町内に宮崎県設置のものが2か所、町設置のものが5か所、計7か所あり、いずれも正常に稼働しております。

しかしながら、照明がないために、夜間見づらい点や木々の成長による河川が見づらいなどの課題があることも承知しており、西臼杵地区防災会議におきましても、現況を共有しておりますので、県、地権者と協議、調整を図りながら、解消に努めてまいります。

次に、5点目の「本町の備蓄品の現状と管理について伺う」についてお答えをいたします。

本町の備蓄品につきましては、温度変化に弱い食品等は、役場3階備蓄倉庫に、比較的溫度変化に強いエアマットや毛布、ストーブ等は、役場敷地内の備蓄倉庫に保管しております。

備蓄内容につきましては、宮崎県備蓄基本指針及び日之影町地域防災計画に基づきまして、発災初期の生命維持や生活に最低限必要な物資である食料、幼児用ミルク、毛布、おむつ、携帯簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品、マスク、手指消毒液、飲料水を備えており、特に消費期限の短い幼児用ミルクは、保健センターと情報を共有し、平時から利用してもらいながら、ローリングストック法により備蓄を図っているところであります。

また、延岡市、高千穂町、五ヶ瀬町、大分県佐伯市、竹田市、豊後大野市と、大規模災害時における相互応援協定を締結しており、備蓄品の共有、相互応援体制を維持しながら、備蓄品、備蓄数の最適化に努めるとともに、町民の備えに関する意識啓発も、併せて行ってまいりたいと考えております。

次に、甲斐睦彦議員の「新型コロナも5類へ移行し、観光客増が日頃から感じられる。旧役場跡地も工事が始まり、ハード面の第1歩が現実化となり大きく期待する。そこで、通年観光客を中央地区へ誘導する仕掛けが必要と考えるが、町長の見解を伺う」についてお答えをいたします。

旧役場跡地につきましては、今年4月22日から、中央研修館のリニューアル工事が始まり、約7か月間の工事期間を経て、今年11月末に完成する予定となっております。

施設設備のコンセプトは、「足さずに興す」であり、新たな施設を建設するのではなく、既存の施設を地域住民や観光客など多くの方々に気軽に利用していただける施設としてリニューアルするものであります。

中央研修館につきましては、1階に東屋テラス、待合室兼観光案内所、テナントを、2階に地域交流スペース、テナント、会議室、個室作業スペース、眺望・休憩テラス、竹細工資料館をそれぞれ整備する予定となっております。

また、旧庁舎が建っていた場所は現在更地となっておりますが、約半分に張り芝を施し遊具を設置し、子どもや親子連れなどが遊んで楽しめるスペースを整備いたします。

このような旧役場跡地のリニューアル計画であります。中央地区には五ヶ瀬川や日之影川などのすばらしい自然環境があり、「日之影温泉駅」や「TR列車の宿」などの本町を代表する観光施設も存在しております。

また、商工会青年部の5月の鯉のぼり掲揚は、季節の風物詩として定着しているほか、商工会等が主体となりました8月の夏祭りひのかげは、地域住民や帰省されている多くの方々の交流の場としても楽しんでいただいております。

さらには、昨年度初めての取組としまして、5月に開催しました「日之影川こいのぼり唐揚げフェス」は、地域の方や飲食店が主体となって実施され、町内外から多くの来訪者がありました。

また、11月に開催しました「おかげさまで日之影ライド」では、町内外から約130名の方々に参加いただきました。旧役場跡地を発着点としましたコースは、溪谷の風景や昭和を思わせる町並みに大変感動されておりましたし、特産品販売に御協力いただきました商工会女性部の皆さんや、町民の皆様の沿道での声援も含め、にぎわいの創出とともに、中央地区の新たな魅力づくりにつながったと感じております。

先ほど小川議員の御質問にもありましたように、商工会女性部を含めたひな祭り日之影においても、5年ぶりに開催をしていただき、にぎわい創出にも努めていただいたところであります。

このように、1年間を通して、その時々で中央地区を盛り上げる様々な取組がなされております。

また、「日之影キャンプ村」や「石垣の村戸川」「ボルダリング」「見立溪谷」「傾山系」など、見立方面にも数多くの観光資源やスポットが存在いたします。見立へ行くには、一般的には国道から一度中央地区へ降りていくこととなりますので、見立地区への観光客が中央地区でも楽しんでいただけるよう、沿線一帯となった情報発信など、さらなる観光振興の取組が必要であります。

本町の魅力は、豊かな自然や四季折々の景観であると考えております。観光協会や道の駅等との連携を図りながら、中央地区への新たな人の流れをつくり、中央地区の活性化が町内全域へ波及するように取り組んでいきたいと考えております。

甲斐睦彦議員の「農業の振興について」お答えをいたします。

本町の農業につきましては、新型コロナウイルスやロシアによるウクライナ侵攻以降、世界的な物価高騰によりまして、大きな影響を受けております。

また、農業従事者の高齢化や担い手不足も深刻な問題となっていることから、本町では、農家への経営支援のほか、新規就農者の確保及び担い手対策として、国や県、町独自の制度事業を活用し、新規就農者への支援を行っております。

就農を希望される方には、独立自営を希望する方、Iターン者、農業初心者の方など、多種多様な形態があり、初期投資をいかに抑えるかが重要であることから、それら希望者に対しまして、必要な情報を適時適切に共有することが必要であります。

その取組の1つとして、行政、JA等の関係機関で組織する西臼杵地域農業再生協議会で、離農や規模縮小などで使用されなくなった農業機械などの情報を収集し、必要な方に情報提供するマッチング体制を構築し、令和4年度から運用しております。これまで、町内で11件の登録のうち2件問合せがあり、1件で商談が成立した実績がございます。

情報収集につきましては、昨年度の認定農業者協議会の研修会でパンフレットを配布し、新たな情報の収集に努めております。

この取組は、新規就農者など担い手の確保を想定したものでありますが、全ての農家の生産体制強化や物価高騰対策にもつながるものと考えており、今後もパンフレットや広報誌などを通して定期的に情報収集を行い、随時データベースを更新して、地域振興課が所管している空き家情報などとの連携を図りながら、取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） それでは、2問目の質問に移らさせていただきます。

自然災害への備えについてというのはですね、やはり人の命っていうのが背景にあることでありまして、本当に、やっぱり明日は我が身かっていうことで、どうしても注目をしない人はいないと思います。

そういったときに、先ほど言いました避難所運営委員会、これはネットで引けば分かることです。こういった組織っていうのが。

この特徴っていうのは、住民が主体ということですね。それと、やっぱり一番いいのは、もし長期間の避難所になったときに、顔と顔の見えることで避難者が安心する。まああの、この田舎においては知らない人はいないぐらい、顔はわかっているわけですけども、そういった中でも、やっぱり長期間になると、人と人との確執っていうのがやっぱり生まれてくるようであります。

そういったときに、こういった避難所運営委員会、こういったネットから引っ張ったものがあるんですけども、こういった委員会があるとですね、やっぱり確執を取っ払うためには、リーダー、組織、各班、各班の編成とか、そういうのが載っております。それと、当然組織ですので、それぞれの役割というものもあります。空振りでもいいです。空振りでも。ここを、こういった組織を各地域、地域の公民館長さんが運営委員会の長になるとか、そういったイメージかなと思いますが、そこへんを推進すると、いつ起こるか分からない、忘れる暇なくやってくる災害に安心して対処できるっていうか、備えっていうのが必要なのかなと。

そして、さっき久保議員がおっしゃいました、生涯、働く人ですね。その中で高齢者が活躍できる様々な機会、これも当てはまるのかなと思って聞いておりました。

それから防災カメラですね。この防災カメラについては、何のためにあるのか。やっぱり先ほど登壇して言いましたとおりに、下流の人が上流の状況が分かるんだと。でも、単なる、水がちよっと増えているよねという限りでは、危険の自分の物差しっていうのが多分、分からないんじゃないかなと思います。

そこで、やっぱり防災カメラには、旧役場跡から県が設置している防災カメラを見ますと、あそこの水位計というのが映し出されているんですよ。見立方面に行きますと、やっぱりそうい

った水位計があるところがあります。そういった形で、やっぱり見える化、下流の人が危険の迫っている見える化っていうのを、もう一工夫欲しいなと思って、この防災カメラを見たところでした。

やっぱり町民に聞いても、この防災カメラは知りませんよという声を聞きますし、せっかくあの防災マップにQRコードを読み込めば、そこにリンクするわけですから、非常にもったいないなと思っております。

それから備蓄品の件です。これは先ほどの答弁では、ほとんどこの役場の庁舎にあるんですよ。そういった答弁です。やはり遠隔地、例えば鹿川とか見立地区、それとか樫木尾とか、そういった人たちへのこの備蓄の搬送、もし有事のときはどうされるのかなとか思ったわけですが、今、かいつまんで3項目ほど、第2の質問にさせていただきましたので、答弁をお願いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） お答えいたします。避難所運営委員会等につきましては、当然、大きな公民館単位で公民館長さんを中心になっていくのかなというふうに思います。しかしながら、有事の中で情報伝達をうまくやらなければ、頭多くて統一ができないということの懸念もございませう。

その中で、私が考えておったのは、やはり有事の際の指揮命令系統の中で、町職員また消防団員、そして機能別消防団員等々がそれぞれの地区おりますので、まずはそこで第1次的にはやると。そういう中で、2次的にはやはり公民館長さん、あるいはその役員の方々に把握をしていく流れを作っていくのがいいのかなというふうに思っております。

そういった委員会を作る作らないとかじゃなくて、そういう流れは大事ではないかなというふうで、多分、甲斐議員と何ら差異はないというふうに思いますので、そういう形を研究し、やはり組織が多ければいいちゅうもんじゃないというふうに私は、有事の際は、やはり思っておりますので、そういう流れの中で協力していただくのは当然、協力していただければできないわけありますから、そういう形で今後また、どういう方向性がいいのかは研究したいというふうに思っています。

防災カメラにはまさに、まずは町の防災会議室に全部見れます。それから、水位がどうなっているか、そしてそれを情報を発信しますから、今、甲斐議員がおっしゃったようにQRコードとして情報を見ていただく。これについては、今後、啓発をしながらですね、見ていただくという形が必要かなというふうに認識をいたしております。

それから備蓄品の管理につきまして、遠隔地ということでもありますけれども、やはり備蓄品は通常管理が大事というふうに思います。特に食べ物等はですね。そういった面で、町の施設で管

理をさせていただいております。

有事には遠隔地はどうするのか。大きな災害時においては、町職員がいけなければ自衛隊派遣、そういったことで運ぶ、ヘリで運ぶ、そういう対応を取ることでありますから、まずは備蓄品の管理については、町が主体的となって管理はさせていただきたいというふうに思っているところであります。

以上であります。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐睦彦君。

○議員（5番 甲斐 睦彦君） それでは、最後の質問になります。

中央地区の活性化ですね。皆さんが、先ほども小川議員のほうからありましたとおり、ひな人形を生かしたまちづくりとか、いろんな形であると思います。

さらには、経済建設常任委員会でも報告しましたように、五ヶ瀬川の第3橋梁のアピール。当然、先ほどパンフレットもできて、アピールはかなりできていると思いますけれども、やっぱり現地で管理するのも大変とは思いますが、やっぱりそこに行かないと見れない、分からない、そういった仕組みも必要かなと思うのは私だけじゃないと思います。

そういった中では、道の駅、村おこし産業、観光協会、そして中央地区の活性化協議会というのが4年ぐらい前から一生懸命、会議を重ねております。これの検証をさらに進めてどこかに、やっているうちにどこかにチャンスが見えてくるのかなと思います。

それから、農業の振興についてであります。先ほどの答弁で11件の登録があつて、1件が商談したということなんですが、町長のほうで分かれば、どういったものが商談されたのかなと。

そして、そのときに、西臼杵農業再生協議会っていうのが返答の中にありましたけれども、それがやっぱり窓口になっているのかなと。そして、町民の人たちは、そういったマッチングできる形を知られているのかなというのが非常に疑問であります。

この10年間で、合計しますと76ヘクタールが、農地が減少したという返答がありました。かなり農民の人もですね、農家の人も減っているのかなと思います。そして、お米の単価も非常に厳しい状況。ただ、先人たちから受け継ぐものを、必死になって守っているという姿があります。こういった小さな農業、先ほども言いましたけれども、やっぱり小さな農業という目線で、そういった情報の掲示板、そして、その窓口の見える化が必要と思います。

そして返答に、ちょっとお聞きしたいんですが、地域振興課が所管する空き家情報などとの連携という形で報告がありましたけれども、このイメージっていうのはどういうイメージなのでしょう。

その質問をしまして、最後の質問にさせていただきます。

○議長（高館 英嗣君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） お答えいたします。中央地区については、先ほど来、いろいろと質問があったとおりでありますから、また今、甲斐議員がおっしゃったようなひな人形を含めて、五ヶ瀬川第3橋梁、そういったものをどうアピールしていくのかという事は、行政、観光協会、そういったところを踏まえて、前からいつも答弁で言うように、人が下りていかなければ、にぎわいはできないわけでありますから、それをどういうふうにしてするのか、そしていつも御指摘があるように、それへの情報発信をどうするのか、そういったことについては、観光協会も毎朝、Facebookを更新したり、いろんな情報を出していただいております。そういうことで連携して、今後、取り組んでいきたいというふうに思っています。

それから、農業の振興においては、今、担当課長聞きましたら、ハーベスターだそうです。ハーベスターが1件、商談になったのは。

それから、空き家情報等というのは、空き家の中に農器具とかが連携していれば、そういったものを紹介しながら就農される方とか、そういったことを踏まえた中ということでもありますので、そういったことも含めながらマッチングをしていく。

さらには、情報提供についてはやはり何というか、ホームページ上に載せるのがよく分かるのかというふうに思ったりしておりますので、そのことについては今後、今の御提言を生かしながら、できるものから取り組んでいければ、何ら甲斐議員がおっしゃることと我々行政が思っていることに差異はないというふうに思っておりますので、どういう方法か、どういう方法をとってやるのかということが大事ではないかなというふうに思っておりますので、そのような形で研究をしていくということで、御答弁とさせていただきたいと思えます。

以上です。（発言する者あり）

すみません。訂正をいたします。バインダーだそうです。申し訳ありません。

○議長（高舘 英嗣君） 以上で、甲斐睦彦君の質問を終わりました。

○議長（高舘 英嗣君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

午後0時08分散会